第14章　福祉用具貸与

（人員に関する基準）

第45　居宅条例第251条及び第252条に定める指定福祉用具貸与の人員に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅条例第251条、居宅規則第61条）

① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第４条第１項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が施行令第４条第１項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。

② 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第２項各号における「福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を知事に申し出るものとする。

③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２を配置することをもって足りるものである。

(2) 管理者（居宅条例第252条）

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第６(3)を参照するものとする。

（設備に関する基準）

第46　居宅条例第253条に定める指定福祉用具貸与の設備に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 同条第１項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(3) 同条第２項第１号イは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置

が講じられていることをいうものである。

(4) 同条第２項第２号に定める「福祉用具の消毒のために必要な器材」とは、居宅条例第261条第２項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。

（運営に関する基準）

第47　居宅条例第254条から第264条までに定める指定福祉用具貸与の運営に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 利用料等の受領

①　居宅条例第254条第１項、第２項及び第４項は、指定訪問介護に係る居宅条例第21条第１項、第２項及び第４項と同趣旨であるため、第８(10)①、②及び④を参照するものとする。

なお､指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することもできることとするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならないものとする。

②　居宅条例第254条第３項及び居宅規則第62条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、次のア及びイについては、居宅条例第254条第１項及び第２項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

③　居宅条例第254条第５項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(2) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針

居宅条例第255条第２項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成

①　居宅条例第256条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。

なお、同条第４号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任を持って修理後の点検を行うものとする。

②　同条第３号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。

なお、同号に定める「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」

とは、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。

③　同条第４号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施するものとする。

④　同条第５号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないものとする。

⑤　福祉用具貸与計画の作成

ア　居宅条例第257条第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。

なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成するものとする。

イ　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載するものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。

ウ　同条第２項は、福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

エ　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならないものとする。

なお、福祉用具貸与計画は、居宅条例第263条第２項の規定に基づき、５年間保存しなければならないものとする。

(4) 運営規程

居宅条例第258条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第１号から第６号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第４号）

「指定福祉用具貸与の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をいう。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（１割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅条例第254条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（居宅条例第262条第２項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

② その他運営に関する重要事項（第６号）

第47(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

(5) 適切な研修の機会の確保（居宅条例第259条）

福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。

(6) 衛生管理等（居宅条例第261条）

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる分解洗浄、部品交換、動作確認等の衛生管理が確実に実施されるよう、特に留意するものとする。

② 居宅条例第261条第３項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下②において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならないものとする。

ア 当該委託等の範囲

イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が居宅条例第12章第４節の運営に関する基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨の内容

エ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨の内容

オ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号に定める指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨の内容

カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③　指定事業者は②のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければならないものとする。

④　指定事業者が行う②のエの指示は、文書により行われなければならないものとする。

⑤　指定福祉用具貸与事業者は、居宅条例第263条第２項の規定に基づき、②のウ及びオの確認の結果の記録を５年間保存しなければならないものとする。

(7) 記録の整備

居宅条例第263条により、整備すべき記録は次のとおりとする。

①　福祉用具貸与計画

②　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

③　第47(6)③の確認の結果の記録及び④の指示の文書

④　準用される居宅条例第27条に係る市町村への通知に係る記録

⑤　準用される居宅条例第38条第２項に係る苦情の内容等の記録

⑥　準用される居宅条例第40条第２項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 準用

居宅条例第264条及び居宅規則第63条の規定により、居宅条例第９条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第43条、第57条並びに第109条第１項及び第２項並びに居宅規則第４条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第８(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)まで、第12(4)並びに第25(5)を参照するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

①　居宅条例第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、居宅条例第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、居宅条例第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、居宅条例第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、居宅条例第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、居宅条例第109条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。

②　準用される居宅条例第109条第１項及び第２項については、次の点に留意するものとする。

ア　指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

イ　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。

なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅条例第261条第３項の規定に留意するものとする。

（基準該当福祉用具貸与に関する基準）

第48　居宅条例第265条及び第266条に定める基準該当福祉用具貸与に関する基準については、次のとおり

とする。

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅条例第265条、居宅規則第64条）

基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができるものとする。

(2) 準用

居宅条例第266条及び居宅規則第65条の規定により、居宅条例第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条（第５項及び第６項を除く。）、第39条から第41条まで、第43条、第57条、第109条第１項及び第２項、第250条、第252条、第253条並びに第４節（第254条第１項及び第264条を除く。）並びに居宅規則第４条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第８(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)まで、第12(4)、第25(5)並びに第45（(1)の③を除く。）から第47までを参照するものとする。

この場合において、準用される居宅条例第254条第２項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。